

**一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金  
配合飼料価格差補てん事業業務方法書**

昭和 48 年 3 月 13 日承認	昭和 49 年 1 月 26 日変更承認	昭和 49 年 7 月 20 日変更承認
昭和 50 年 2 月 20 日変更承認	昭和 50 年 3 月 31 日変更承認	昭和 50 年 12 月 15 日変更承認
昭和 51 年 3 月 31 日変更承認	昭和 51 年 7 月 3 日変更承認	昭和 51 年 9 月 11 日変更承認
昭和 52 年 3 月 31 日変更承認	昭和 52 年 6 月 13 日変更承認	昭和 52 年 10 月 25 日変更承認
昭和 53 年 4 月 12 日変更承認	昭和 53 年 7 月 4 日変更承認	昭和 53 年 7 月 26 日変更承認
昭和 54 年 3 月 7 日変更承認	昭和 54 年 7 月 20 日変更承認	昭和 55 年 8 月 4 日変更承認
昭和 55 年 10 月 6 日変更承認	昭和 56 年 7 月 9 日変更承認	昭和 58 年 8 月 3 日変更承認
昭和 59 年 8 月 13 日変更承認	昭和 60 年 6 月 24 日変更承認	昭和 62 年 7 月 22 日変更承認
昭和 63 年 3 月 30 日変更承認	平成元年 3 月 31 日変更承認	平成元年 7 月 29 日変更承認
平成 2 年 3 月 31 日変更承認	平成 3 年 2 月 19 日変更承認	平成 3 年 8 月 28 日変更承認
平成 4 年 3 月 4 日変更承認	平成 6 年 3 月 31 日変更承認	平成 7 年 3 月 31 日変更承認
平成 7 年 7 月 7 日変更承認	平成 7 年 10 月 23 日変更承認	平成 9 年 3 月 13 日変更承認
平成 9 年 6 月 25 日変更承認	平成 9 年 11 月 11 日変更承認	平成 10 年 6 月 17 日変更承認
平成 11 年 4 月 26 日変更承認	平成 12 年 5 月 24 日変更議決	平成 12 年 12 月 15 日変更議決
平成 14 年 1 月 17 日変更議決	平成 14 年 12 月 26 日変更議決	平成 16 年 3 月 30 日変更議決
平成 16 年 5 月 26 日変更議決	平成 18 年 5 月 26 日変更議決	平成 19 年 5 月 25 日変更議決
平成 20 年 4 月 15 日変更議決	平成 20 年 8 月 29 日変更議決	平成 21 年 6 月 19 日変更議決
平成 22 年 1 月 21 日変更議決	平成 22 年 4 月 15 日変更議決	平成 22 年 6 月 18 日変更議決
平成 23 年 4 月 21 日変更議決	平成 24 年 6 月 22 日変更議決	平成 24 年 12 月 6 日変更議決
平成 25 年 4 月 1 日変更議決	平成 25 年 6 月 28 日変更議決	平成 26 年 2 月 20 日変更議決
平成 26 年 3 月 27 日変更議決	平成 28 年 1 月 21 日変更議決	平成 28 年 5 月 27 日変更議決
平成 29 年 1 月 19 日変更議決	平成 30 年 1 月 18 日変更議決	平成 30 年 1 月 18 日変更議決
平成 31 年 1 月 17 日変更議決	令和元年 10 月 17 日変更議決	令和 2 年 1 月 16 日変更議決
令和 3 年 1 月 21 日変更議決	令和 4 年 5 月 26 日変更議決	令和 5 年 1 月 19 日変更議決
令和 5 年 5 月 25 日変更議決	令和 7 年 1 月 16 日変更議決	

**第 1 章 総 則**

**(目 的)**

**第 1 条** この業務方法書は、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金定款（以下「定款」という。）に基づき、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「全日基」という。）が行う配合飼料価格差補てん事業の業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の円滑な運営に資することを目的とする。

**(業務運営の基本方針)**

**第 2 条** 全日基は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との緊密な連絡のもとに、その業務を能率的、かつ、効果的に運営するものとする。

**(対象配合飼料)**

**第 3 条** 全日基が、この業務方法書による配合飼料の価格差補てん事業の対象とする配合飼料は、次の各号の条件を満たす飼料（以下「配合飼料」という。）とする。

- (1) 第5条の補てん積立金納付契約を締結している配合飼料製造業者（以下「契約製造業者」という。）が供給する飼料であること。
- (2) 穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなる飼料であること（ただし、これらの4区分に属する原材料が3種類以下となっている飼料を除く。）
- (3) 前号に掲げる4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料であること（ただし、動物質性飼料のうち、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く。）
- (4) 鶏、豚、牛、うずら又は別に定める細則によるその他家畜を対象とする飼料であること。

**(対象畜産経営者)**

**第4条** 全日基が、この業務方法書による配合飼料の価格差補てん事業の対象とする畜産経営者は、次の左欄に掲げる家畜のいずれかについて右欄に掲げる頭羽数を常時飼養し、その使用する配合飼料として契約製造業者の製造に係る配合飼料を契約製造業者又は契約製造業者の製造に係る配合飼料を販売する者から購入する計画を有するものであって、定款第5条第2項第4号の資格による会員（以下「基金協会」という。）との間に配合飼料の価格差補てんに関する基本契約（以下「基本契約」という。）及び配合飼料の価格差補てんに関する数量契約（以下「数量契約」という。）を締結しているもの（以下「加入者」という。）とする。

採卵鶏	100羽以上
肉用鶏	500羽以上
肥育豚	5頭以上
種豚	2頭以上
乳用牛	1頭以上
肉用牛	1頭以上
うずら	1,000羽以上
その他家畜	別に定める細則による

**第2章 価格差補てん契約**

**(補てん契約及び補てん積立金納付契約)**

**第5条** 全日基は、基金協会の申込みに基づき別紙様式第1号による配合飼料価格差補てん契約（以下「補てん契約」という。）を締結するとともに、配合飼料製造業者との間に別紙様式第2号による配合飼料補てん積立金納付契約（以下「補てん積立金納付契約」という。）を締結するものとする。

- 2 前項の補てん契約及び補てん積立金納付契約の期間は、全日基の継続する4事業年度であつて、当該期間の開始前に全日基が定めるものとする。
- 3 全日基は、前項の規定により補てん契約及び補てん積立金納付契約の期間を定めたときは、基金協会及び契約製造業者に通知するものとする。
- 4 第1項の補てん契約及び補てん積立金納付契約は、第2項の期間の開始前に締結しなければならない。ただし、補てん積立金納付契約については、全日基が必要があると認めた場合には、

第2項の期間の属する各事業年度の開始前に限り、当該期間の残りの期間について、契約を締結することができる。

#### (補てん契約の申込みをしようとする基金協会の義務)

**第5条の2** 基金協会は、補てん契約の申込みをしようとする場合は、当該基金協会の配合飼料価格差補てん事業の業務の方法に関する規程（以下「業務規程」という。）の定めるところにより、基金協会と畜産経営者との間に次に掲げる事項を記載した基本契約を締結していなければならない。

- (1) 数量契約の締結に関する事項
- (2) 通常補てん積立金の納付に関する事項
- (3) 通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の交付及び返還に関する事項
- (4) 契約の解除に関する事項
- (5) 契約対象期間に関する事項
- (6) その他必要な事項

#### (新規加入畜産経営者に係る納付金)

**第5条の3** 全日基は、年度末において別に定める会計処理規定で区分される通常補てん積立金等資産（以下「通常補てん準備財産」という。）に残余がある年度の翌事業年度に、基金協会に新たに加入する畜産経営者（次の各号の一に該当する者を除く。）が納付しなければならない単位数量当たりの金額を、付録に定める算定方式により算定し、当該基金協会に通知するものとする。

- (1) 加入することとなる事業年度の前年度においていずれかの基金協会の加入者であった畜産経営者（加入者から契約上の権利義務を承継した者を含む）。
- (2) 第7条の2の規定により、加入することとなる事業年度の前年度において一般社団法人全国配合飼料供給安定基金又は一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金（以下「他基金」という。）の会員又は会員の会員と締結している数量契約を全日基へ転入することを、全日基から基金協会へ通知した畜産経営者（以下「基金転入者」という。）で、かつ、基金協会と基本契約及び数量契約を締結している畜産経営者。

2 基金協会は、前項の規定による単位数量当たりの金額に、前項の畜産経営者との間に締結した数量契約による契約数量（以下「契約数量」という。）を乗じて得られる額を、当該畜産経営者から徴収し、全日基に納付しなければならない。

3 全日基は、前項の規定による納付金を基金協会から納付された年度の通常補てん積立金とみなして、通常補てん準備財産の一部として経理するものとする。

#### (基金協会数量契約)

**第6条** 全日基は、補てん契約に基づき、全日基の事業年度ごとに、全日基と補てん契約を締結している基金協会との間に別紙様式第3号による配合飼料価格差補てん基金協会数量契約（以下「基金協会数量契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の規定により締結する基金協会数量契約の数量は、全日基の事業年度ごとに、基金協会と畜産経営者との間に締結した契約数量を合計した数量とする。

- 3 数量契約は、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 契約数量に関する事項
  - (2) 契約対象期間に関する事項
  - (3) その他必要な事項
- 4 第1項の基金協会数量契約は、基金協会数量契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。

#### (畜産経営者の契約数量の増加に係る納付金)

### 第6条の2 削 除

#### (積立金対象数量契約)

- 第6条の3** 全日基は、補てん積立金納付契約に基づき、全日基の事業年度ごとに、全日基と補てん積立金納付契約を締結している契約製造業者との間に別紙様式第4号による配合飼料補てん積立金対象数量契約（以下「積立金対象数量契約」という。）を締結するものとする。
- 2 前項の規定により締結する積立金対象数量契約による補てん積立金の対象とする数量は、当該事業年度における当該契約製造業者の製造に係る「配合飼料製造業者が納付する補てん積立金の納付に関する細則」（以下「積立金の納付に関する細則」という。）に定める配合飼料製造数量（以下「積立金対象数量」という。）とし、積立金対象数量の確定は、同細則の定めるところによるものとする。
  - 3 第1項の積立金対象数量契約は、積立金対象数量契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。

#### (基金協会数量契約の変更)

- 第7条** 全日基は、基金協会から第6条第1項の規定により締結した基金協会数量契約の変更の申込みがあった場合は、必要に応じ、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、これに応ずることができる。ただし、基金協会数量契約の契約数量の変更は、次の各号の一に該当する場合でなければ行うことができない。
- (1) 当該基金協会の業務規程の規定に基づき、基金協会が加入者との間に締結している契約数量の変更を認めた場合又は基金協会が加入者との間に締結している基本契約を解除し若しくは解約した場合
  - (2) 第7条の2の規定により、基金協会と締結している数量契約を他基金へ転出することを全日基から基金協会へ通知した畜産経営者（以下「基金転出者」という。）、又は基金転入者について、全日基が当該基金間移動に係る契約数量として基金協会へ通知した場合

#### (契約の基金間移動)

- 第7条の2** 全日基の加入者が基金転出者として、又は他基金の加入者が基金転入者として、全日基と他基金（以下「3基金」という。）との間で加入先基金を変更（以下「基金間移動」という。）する場合には、「配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則」（以下「基金間移動細則」という。）の定めるところによるものとする。
- 2 全日基は、前項の規定に基づき、基金間移動しようとする畜産経営者から提出された基金間

移動に係る申請（以下「基金間移動申請」という。）について、その基金間移動の可否を基金協会に通知するものとする。

ただし、全日基は基金間移動申請に虚偽があった場合は、当該申請に係る転入又は転出を取り消すことができる。

- 3 基金転入者に該当すると通知を受けた基金間移動申請者は、基金協会と基本契約及び数量契約を締結していなければ加入者となることができない。
- 4 基金協会が第2項の通知を受けたとき、契約数量が零となる基金転出者の基金協会との基本契約及び数量契約は解約されたものとみなすこととする。

#### (契約の解除等)

**第 8 条** 全日基は、基金協会又は全日基と補てん積立金納付契約を締結している契約製造業者が故意又は重大な過失により補てん契約又は補てん積立金納付契約に違反したときは、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、補てん契約又は補てん積立金納付契約を解除できるものとし、解除した場合において、当該契約を解除した日の属する事業年度の残余の期間（通常補てん特別積立金にあっては、残余の積立対象当該四半期）において、基金協会が納付すべき通常補てん積立金又は契約製造業者が納付すべき通常補てん積立金、通常補てん特別積立金及び異常補てん積立金の額に相当する金額を徴収するものとする。

- 2 全日基は、基金協会又は契約製造業者から補てん契約又は補てん積立金納付契約の解約の申込みがあった場合は、解約についてやむを得ない事由があると認められる場合に限り、当該契約の解約した日の属する事業年度の残余の期間（通常補てん特別積立金にあっては、残余の積立対象となる当該四半期）において、基金協会が納付すべき通常補てん積立金又は契約製造業者が納付すべき通常補てん積立金、通常補てん特別積立金及び異常補てん積立金の額に相当する金額を納付することを条件として、これに応ずることができる。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合に限り、その納付を猶予又は免除することができる。

#### (交付契約)

**第8条の2** 全日基は、毎事業年度開始前に、公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）と配合飼料異常補てん交付金交付契約（以下「交付契約」という。）を締結するものとする。

- 2 前項において契約する数量は、第6条第1項の規定により締結した基金協会数量契約による契約数量を合計した数量とする。ただし、第7条の2の規定に基づく基金間移動により第3四半期開始前に当該事業年度の第3四半期及び第4四半期の基金協会契約数量に変更があった場合は、機構と契約する数量を変更することができるものとする。

### 第 3 章 通常補てん積立金

#### (単位数量当たりの通常補てん積立金の額)

- 第 9 条** 全日基は、毎事業年度の開始前に、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、配合飼料の単位数量当たりの通常補てん積立金の額を定めるものとする。
- 2 前項の単位数量当たりの通常補てん積立金の額は、機構が発行する飼料月報の配合飼料価格(全畜種加重平均(袋物、バラ)工場渡価格で、消費税額分及び地方税消費税額分を含まないものとする。)の1,000分の40以内において、当該年度内の配合飼料原料の需給見通し及び前事業年度末における通常補てん準備財産の額を勘案して定めるものとする。

#### (通常補てん積立金の負担)

- 第 10 条** 通常補てん積立金を負担する者は、加入者及び契約製造業者とする。
- 2 加入者及び契約製造業者の負担する単位数量当たりの通常補てん積立金の額は、前条の規定による単位数量当たりの通常補てん積立金の額のそれぞれ2分の1の額とする。
- 3 削 除
- 3 全日基は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により、加入者及び契約製造業者の負担する単位数量当たりの通常補てん積立金の額を定めたときは、その額を基金協会及び契約製造業者に通知するものとする。

#### (通常補てん積立金等の納付)

- 第 11 条** 基金協会は、毎四半期の開始前に、当該基金協会の業務規程の定めるところにより、前条第2項の規定による通常補てん積立金の額に当該四半期の基金協会数量契約による契約数量を乗じて得た額を全日基に納付するものとする。ただし、全日基がやむを得ない事情があると認めたときは、第1四半期に係る通常補てん積立金の納付に限り、4月30日を納付の期限とすることができる。
- 2 契約製造業者は、毎四半期の開始前に、前条第2項の規定による単位数量当たりの通常補てん積立金の額に当該契約製造業者に係る当該四半期の積立金対象数量契約による積立金対象数量を乗じて得た額を積立金の納付に関する細則の定めるところにより全日基に納付するものとする。ただし、全日基がやむを得ない事情があると認めたときは、第1四半期に係る通常補てん積立金の納付に限り、4月30日を納付の期限とすることができる。
- 3 契約製造業者は第13条の3に規定する通常補てん特別積立金にあっては、積立対象となる当該四半期の開始の前に、第13条の3第1項の規定による単位数量当たりの通常補てん特別積立金の額に当該契約製造業者に係る積立金対象となる当該四半期の積立金対象数量契約による積立金対象数量を乗じて得た額を積立金の納付に関する細則の定めるところにより全日基に納付するものとする。ただし、全日基が特にやむを得ない事由があると認めたときは、全日基が指定した日を期限として納付することができるものとする。

#### (通常補てん積立金の納付免除)

- 第 11 条の 2** 全日基は、前条の規定にかかわらず、通常補てん準備財産の適切な運営を図るため、配合飼料の原料の需給見通し及び通常補てん準備財産の額を勘案し、特に必要があると認められる場合は、四半期毎に、当該四半期の開始前に運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、納付すべき通常補てん積立金の納付を免除することができる。
- 2 全日基は、前条の規定にかかわらず、第 5 条第 2 項の期間満了時において通常補てん準備財産が当該期間中に納付されるべき通常補てん積立金の合計額の 4 分の 1 に相当する額を超えると見込まれるときは、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、納付すべき通常補てん積立金の納付を免除することができる。
- 3 削 除
- 4 全日基は、第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、通常補てん積立金の納付を免除するときは、基金協会及び契約製造業者に通知するものとする。
- 5 全日基は、第 1 項及び第 2 項の規定に基づき通常補てん積立金の納付を免除した四半期の次の四半期において前条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき通常補てん積立金を納付させるときは、全日基が特にやむを得ない事情があると認める場合に限り、同条の規定にかかわらず、当該四半期の第 1 月の末日を納付の期限とすることができる。

#### (通常補てん積立金の割戻し)

#### 第 12 条 削 除

#### (通常補てん積立金の不返還)

- 第 13 条** 全日基は、第 11 条第 2 項及び第 3 項の積立金の納付に関する細則に定める場合のほかは、納付された通常補てん積立金又は通常補てん特別積立金は基金協会及び契約製造業者に返還しないものとする。

#### (通常補てん積立金の移管)

- 第 13 条の 2** 全日基は、第 7 条の 2 の規定により、基金間移動があった場合、通常補てん積立金を他基金へ支出し、又は他基金から受入れることができる。なお、この基金間移動に伴う通常補てん金の手続きは、基金間移動細則によることとする。

#### (通常補てん特別積立金)

- 第 13 条の 3** 全日基は、配合飼料の原料の需給ひっ迫等により原料価格の異常高騰などによって通常補てん準備財産が著しく脆弱化すると見込まれ、かつ、緊急に通常補てん準備財産を強化することが特に必要があると認められる場合は、当該四半期の開始前に運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、積立対象となる当該四半期及び第 9 条第 1 項で定める単位数量当たりの積立金の額の 2 分の 1 の額を限度とする配合飼料の単位数量当たりの通常補てん特別積立金の額を定めるものとする。
- 2 通常補てん特別積立金を負担する者は、契約製造業者とする。
- 3 全日基は、第 1 項で定める積立金対象となる当該四半期の開始前に、同項に基づき、単位数量当たりの通常補てん特別積立金の額を定めたときは、その額を契約製造業者に通知するもの

とする。

- 4 全日基は、第1項の規定による通常補てん特別積立金を契約製造業者から納付された年度の通常補てん積立金とみなして、通常補てん準備財産の一部として経理するものとする。

### 第3章の2 削 除

第13条の4から第13条の6まで削除

### 第3章の3 異常補てん積立金

#### (異常補てん積立金の納付)

**第13条の7** 契約製造業者は、積立金納付に関する細則に定める日までに、全日基が機構と締結した交付契約に基づき機構に対し納入することとなる額に積立金対象数量契約による総積立金対象数量に対する当該契約製造業者に係る積立金対象数量契約による積立金対象数量の割合を乗じて得た額を下限として積立金の納付に関する細則の定めるところにより全日基に異常補てん積立金を納付するものとする。

- 2 全日基は、契約製造業者が負担する異常補てん積立金が納付されないことにより、全日基が機構に対し納付する異常補てん積立金の額に不足が生じる場合には、積立金の納付に関する細則の定めるところにより、当該契約製造業者以外の契約製造業者に対し、全日基が機構に対し納付する異常補てん積立金の不足する額を限度として当該不足する額を請求することができるものとし、契約製造業者はその額を全日基が指定した日までに全日基に納付するものとする。

#### (異常補てん積立金の機構への納入)

**第13条の8** 全日基は、交付契約に基づき、異常補てん積立金を機構に納付するものとする。

#### (異常補てん積立金の不返還)

**第13条の9** 全日基は、第13条の7の積立金納付に関する細則に定める場合のほかは、納付された異常補てん積立金は契約製造業者に返還しないものとする。

### 第4章 通常補てんの方法

第14条から第16条まで削除

#### (通常価格差補てん金の交付)

**第17条** 全日基は、当該四半期について、当該四半期に係る平均輸入原料価格（輸入原料価格の算出に関する細則第2の算式Ⅱにより算出される価格をいう。以下同じ。）が当該四半期に係る基準輸入原料価格（輸入原料価格の算出に関する細則第2の算式Ⅰにより算出される価格をいう。以下同じ。）を上回っている場合には、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、基金協会に対し通常価格差補てん金を加入者に交付するものとして交付することができる。

#### (単位数量当たりの通常価格差補てん金の額)

- 第 18 条** 前条の規定により交付する単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、当該四半期に係る平均輸入原料価格が当該四半期に係る基準輸入原料価格を上回る額を限度として、その額については、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、当該四半期最終月の翌月末日までに定めるものとする。
- 2 全日基は、前項の規定により単位数量当たりの通常価格差補てん金の額を定めたときは、その額をすみやかに機構に通知するものとする。
  - 3 当該四半期については、機構から異常補てん交付金の交付を受けた場合の単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、第1項の規定により定めた額から、機構から通知された単位数量当たりの異常補てん交付金の額を差引いて得た額を限度として定めるものとする。
  - 4 全日基は、第1項及び第3項の規定により単位数量当たりの通常価格差補てん金の額を定めたときは、その額を基金協会に通知するものとする。

#### (単位数量当たりの通常価格差補てん金の最低限度額)

- 第 18 条の 2** 第 17 条第 1 項及び前条第 1 項により算出された単位数量当たりの通常価格差補てん金の額において、その上回った額がトン当たり 500 円未満の場合、運営委員会並びに理事会に諮ることなく、通常価格差補てん金の交付は行わないものとする。

#### (通常価格差補てん金の交付額)

- 第 19 条** 全日基は、基金協会に対し、前条の規定による単位数量当たりの通常価格差補てん金の額に第 22 条第 2 項の規定により報告を受けた数量を乗じて得た額を加入者に交付するものとして交付するものとする。
- 2 第 1 項の通常価格差補てん金の総額が次条による限度を超える場合は、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、基金協会に対する通常価格差補てん金の交付額を削減することができる。

#### (通常価格差補てん金交付額の限度)

- 第 20 条** 全日基が事業年度内に交付する通常価格差補てん金の総額は、前年度からの繰り越された通常補てん準備財産と当該事業年度に積み立てられるべき通常補てん積立金の総額との合計額を限度とする。

#### (通常価格差補てん金の返還等)

- 第 21 条** 全日基は、基金協会が業務規程の定めるところにより、加入者に対し通常価格差補てん金を交付しなかった場合又は交付した通常価格差補てん金を加入者から返還させた場合には、その金額を返還させるものとする。
- 2 全日基は、基金協会が次の各号の一に該当した場合には、当該基金協会に対し、通常価格差補てん金の全部若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した通常価格差補てん金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この規程の定めるところにより全日基に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 通常補てん積立金の納付、その他全日基に対する義務を怠ったとき。

## 第4章の2 削 除

第21条の2から第21条の6まで削除

## 第4章の3 異常補てんの方法

### (異常価格差補てん金の交付)

**第21条の7** 全日基は、機構から異常補てん交付金の交付を受けたときは、基金協会に対し、異常価格差補てん金を加入者に交付するものとして交付するものとする。

### (単位数量当たりの異常価格差補てん金の額)

**第21条の8** 前条の規定により交付する単位数量当たりの異常価格差補てん金の額は、機構から交付された異常補てん交付金の単位数量当たりの額の相当額とする。

2 全日基は、前項の規定により単位数量当たりの異常価格差補てん金の額を定めたときは、その額を基金協会に通知するものとする。

### (異常価格差補てん金の交付額)

**第21条の9** 全日基は、基金協会に対し、前条の規定による単位数量当たりの異常価格差補てん金の額に第22条第2項の規定により報告を受けた数量を乗じて得た額を加入者に交付するものとして交付するものとする。

### (異常価格差補てん金の交付額の限度)

**第21条の10** 全日基が、1事業年度に交付する異常価格差補てん金の総額は、当該事業年度内に機構より交付された異常補てん交付金の総額を限度とする。

### (異常価格差補てん金の返還等)

**第21条の11** 第21条の規定は、異常価格差補てん金について準用する。

## 第5章 報告の徴収等

### (供給実績の報告)

**第22条** 第1項 削 除

2 基金協会は、通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の交付を受けることとなる場合には、全日基に対し、当該四半期に係る補てん対象数量（加入者に対する当該価格差補てん金の交付の対象となる数量をいう。）の合計数量を報告しなければならない。

(報告の徴収及び調査等)

第 23 条 全日基は、価格差補てんに関する事業の実施について必要な事項を調査するため必要がある場合には、基金協会及び契約製造業者をして所要の事項について報告させ、又は、基金協会及び契約製造業者の事業場に立ち入り、帳簿その他の書類を閲覧することができるものとする。

## 第 6 章 雑 則

(細 則)

第 24 条 全日基は、理事会の議決を経て、この業務方法書を定めるもののほか、その業務の運営に関し必要な事項について細則を定めることができる。

### 第 25 条 削 除

附 則

- 1 全日基は、この業務方法書に定めるもののほか、機構の異常補てん財源の復元に充てるため、契約製造業者に復元積立金を納入させ、また、機構に復元金を納入することができる。
- 2 全日基は、第 28 事業年度の第 1 四半期に限り、第 18 条の規定にかかわらず、基金の目的を達成するため、評議委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て定めた通常価格差補てん金を交付することができる。
- 3 全日基は、第 29 事業年度の第 4 四半期に限り、第 18 条の規定にかかわらず、基金の目的を達成するため、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て定めた通常価格差補てん金額を交付することができる。
- 4 全日基が、第 35 事業年度において交付する通常価格差補てん金の総額は、第 20 条の規定にかかわらず、基金の目的を達成するため、第 34 事業年度から繰り越された通常補てん準備財産及び第 35 事業年度積み立てられるべき通常補てん積立金の総額との合計額を超えることができるものとする。
- 5 全日基が、第 36 事業年度及び第 37 事業年度において交付する通常価格差補てん金の総額は、第 20 条の規定にかかわらず、基金の目的を達成するため、前事業年度から繰り越された通常補てん準備財産及び当該事業年度に積み立てられるべき通常補てん積立金の総額との合計額を超えることができるものとする。
- 6 平成 20 年度に限り、第 7 条の規定にかかわらず、全日基は、第 4 条下欄に掲げるその他家畜について、基金協会が加入者との間に基本契約及び数量契約を平成 20 年 6 月 20 日までに締結した場合に、基金協会数量契約の契約数量の変更に応ずることができる。
- 7 機構との交付契約において定める数量は、平成 20 年度に限り、第 8 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、附則第 6 項による基本契約及び数量契約を締結したことにより基金協会数量契約に変更があった場合は、機構と契約する数量を変更することができるものとする。
- 8 平成 20 年度に限り、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、附則 6 項により基本契約及び数量契約を締結した場合の第 1 四半期の通常補てん積立金の納付の期限は、平成 20 年 6 月 30 日までとすることができるものとする。
- 9 全日基は、畜産経営者の継続的な基金加入を確保し、通常価格差補てん事業の安定的な運営

を行うため、平成 20 年 7-9 月期以降の通常価格差補てん金であって借入金により補てんを実施するものについて、平成 21 年度以降当該借入金の返済完了までの間に以下に該当する場合には、畜産経営者に返還を求めることができる。

(1) 廃業又は他基金への移動等の合理的な理由がなく、畜産経営者が基本契約及び数量契約の更新を行わない場合。

(2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、畜産経営者が契約数量を大きく減じる場合。

10 全日基が前項に該当する畜産経営者に求める返還の金額は、理事長が別に定める金額(注)とする。

11 当該畜産経営者が前項に定める金額の返還を完了しない場合には、全日基は、当該畜産経営者との間で基本契約及び数量契約の再契約に応じることができないものとする。

(注) 理事長が別に定める金額：

返還対象金額

平成 20 年 7-9 月期から返還を求める事案が生じた四半期の直前の四半期までの期間について、各四半期毎に以下の算式により求めた額をそれぞれ足し合わせた額とする。

$$\text{各四半期における加入生産者への価格差補てん金交付額} \times \left( \frac{\text{各四半期における通常価格差補てん金の交付総額通常のうち借入金により補てんを実施する額}}{\text{各四半期における通常価格差補てん金の交付総額}} \right)$$

12 年度末において通常補てん準備財産に長期借入金がある年度の翌事業年度に限り、第 5 条の 3 第 1 項の規定する年度末において通常補てん準備財産に残余がある年度の翌事業年度にないにもかかわらず、全日基は基金協会に新たに加入する畜産経営者(第 5 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の一に該当する者を除く。)が納付しなければならない単位数量当たりの金額を付録 2 に定める算定方式により算定し、当該基金協会に通知するものとする。

13 年度末において通常補てん準備財産に長期借入金がある年度の翌事業年度に限り、第 6 条の 2 第 1 項の規定する年度末において通常補てん準備財産に残余がある年度の翌事業年度でないにもかかわらず、全日基は、翌事業年度に係る数量契約を基金協会と締結する第 6 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号の一に該当する畜産経営者が納付しなければならない単位数量当たりの金額を、付録 2 に定める算定方式により算定し、当該基金協会に通知するものとする。

14 第 3 条第 2 号のただし書きにかかわらず、穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の区分に属する原材料が 3 種類以下であっても、この原材料に各種のビタミン・ミネラル又はアミノ酸等を加えた飼料であって、かつ、専らこの飼料のみを給与することにより畜産物を生産できる飼料は、第 3 条第 2 号に定める飼料とみなすことができる。

15 平成 22 年度に社団法人宮崎県配合飼料価格安定基金協会に限り、口蹄疫の対象となる牛豚に係る加入者の数量契約を変更する場合、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年度第 2 四半期以降の通常補てん積立金の全日基への納付は、理事長が別に定める期限とすることができる。

16 第 3 条第 2 号の規定にかかわらず、八戸地区から鹿島地区に至る配合飼料製造工場において、

平常の配合飼料が製造できるまでの当分の間、八戸地区から鹿島地区に至る配合飼料製造工場で製造される飼料に限り、業務方法書第3条第2項の条件を満たさなくても、単体飼料は除き、価格差補てん事業の対象となる配合飼料とすることができる。

なお、当該配合飼料を製造した配合飼料製造業者は、当該配合飼料の種類別月別製造数量及びその表示票を基金に報告すること。

- 17 機構との交付契約において定める数量は、平成23年度に限り、第8条の2第2項の規定にかかわらず、東日本大震災の影響により、基金協会契約数量に変更があった場合は、機構と契約する数量を変更することができるものとする。
- 18 平成23年度に限り、第11条第1項の規定にかかわらず、当該基金協会の業務規程の定めるところにより、東日本大震災により被災した加入者及び補てん契約等補てんの事務処理に支障が生じた飼料荷受組合に補てん事務を委任している加入者に係る基金協会数量契約に変更があった場合の第1四半期の通常補てん積立金の納付期限は、平成23年6月30日までとすることができる。
- 19 当分の間、第4条の規定の適用については、同条中「購入する計画を有するもの」とあるのは、「購入する計画を有し、かつ、飼料自給率の向上に努めようとするもの」とする。
- 20 全日基が、第40事業年度及び第41事業年度において交付する通常価格差補てん金の総額は、第20条の規定にかかわらず、基金の目的を達成するため、前事業年度から繰り越された通常補てん準備財産及び当該事業年度に積み立てられるべき通常補てん積立金の総額との合計額を超えることができるものとする。
- 21 平成25年度第2四半期に限り、第18条第1項の規定にかかわらず、単位数当たりの通常価格差補てん金の額は、第1四半期の単位数当たりの異常価格差補てん交付金の額が機構から通知され、第1四半期末の通常価格差補てん財源が正確に見通された後に、運営委員会の意見を聴き、かつ理事会の議決を経て平成25年8月31日までに定めるものとする。
- 22 全日基は、前項の規定により定めた額に当該四半期の供給価格が平均価格を上回る額を限度として定めた額が含まれる場合には、その額をすみやかに機構に通知するものとする。
- 23 第42事業年度（平成26年度）以降長期借入金の返済が完了するまでの間に限り、全日基が第20条の規定による前年度から繰り越された通常補てん準備財産には、長期借入金を含まないものとする。
- 24 平成28年度に限り、第11条第1項の規定にかかわらず、当該基金協会の業務規程の定めるところにより、平成28年熊本地震の発生に伴い被災した加入者がいる場合の第1四半期の通常補てん積立金の納付期限は、平成28年6月30日までとすることができる。  
また、同様に被災した加入者がいる場合の第2四半期の通常補てん積立金の納付期限は、平成28年8月31日までとすることができる。
- 25 平成30年度に限り、第11条第1項の規定にかかわらず、当該基金協会の業務規程の定めるところにより、平成30年9月6日に発生した平成30年度北海道胆振東部地震に伴い被災した加入者がいる場合の第3四半期の通常補てん積立金の納付期限は、平成30年11月30日までとする。
- 26 平成31年度に限り、第11条第1項の規定にかかわらず、千葉県基金協会の業務規程の定めるところにより、台風15号により被災した加入者がいる千葉県基金協会の第3四半期の通常補てん積立金の納付期限は、令和元年11月29日までとすることができる。

- 27 令和3年度又は当該年度全四半期に係る通常補てん積立金が全て免除された年度の翌年度に限り、業務方法書第5条の3（新規加入畜産経営者に係る納付金）の付録に定める算定式の項目内容を特例的に次のとおり変更することができるものとする。

(付録に定める算定方式の特例変更算定式)

$$\left[ \begin{array}{c} \text{第5条の3第1項の残余の額} \end{array} \right] \times \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{第5条の3第1項の残余がある年度及びその前年度} \\ \text{に加入者が納付した通常補てん積立金の総額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{第5条の3第1項の残余がある年度及びその前年度} \\ \text{に納付された通常補てん積立金の総額} \end{array} \right]}$$

(第5条の3第1項の残余がある年度に係る数量契約による契約数量)

- 28 令和4年度及び令和5年度に係る通常価格差補てん金の交付に限り、第18条及び第19条の規定にかかわらず、全日基は当該四半期に交付すべき通常価格差補てん金について、当該四半期を含む4四半期まで分割して交付することができるものとする。
- 29 基金が、第50事業年度及び第51事業年度において交付する通常価格差補てん金の総額は、第20条の規定にかかわらず、基金の目的を達成するため、前事業年度から繰り越された通常補てん準備財産及び当該事業年度に積み立てられるべき通常補てん積立金の総額との合計額を超えることができるものとする。
- 30 全日基は、畜産経営者の継続的な基金加入を確保し、通常価格差補てん事業の安定的な運営を行うため、令和4年10月-12月期以降の通常価格差補てん金であつて借入金により補てんを実施するものについて、令和5年度以降当該借入金の返済完了までの間に以下に該当する場合には、畜産経営者に返還を求めることができる。
- (1) 廃業又は他基金への移動等の合理的な理由がなく、畜産経営者が基本契約及び数量契約の更新を行わない場合。
- (2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、畜産経営者が契約数量を大きく減じる場合。
- 31 全日基が前項に該当する畜産経営者に求める返還の金額は、理事長が別に定める金額（注）とする。
- 32 当該畜産経営者が前項に定める金額の返還を完了しない場合には、全日基は、当該畜産経営者との間で基本契約及び数量契約の再契約に応じることができないものとする。

(注) 理事長が別に定める金額：

返還対象金額

令和4年10-12月期から返還を求める事案が生じた四半期の直前の四半期までの期間について、各四半期毎に以下の算式により求めた額をそれぞれ足し合わせた額とする。

$$\text{各四半期における加入生産者への} \left[ \begin{array}{c} \text{通常価格差補てん金交付額} \end{array} \right] \times \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{各四半期における通常価格差補てん金の交付総額通常のうち} \\ \text{借入金により補てんを実施する額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{各四半期における通常価格差補てん金の交付総額} \end{array} \right]}$$

33 令和5年度の第1四半期及び第2四半期並びに第3四半期に係る通常価格差補てん金の交付に限り、第18条及び第19条の規定にかかわらず、当該四半期に交付すべき単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、配合飼料価格安定対策事業補助金実施要領（畜産局長通知5畜産775号）による総緊急補填金の額から同要領に基づく緊急補填交付金の額を差引いて得た額を限度とし、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、当該四半期最終月の翌月末日までに定めることができるものとする。

附 則（平成3年8月28日3畜B第1545号）

変更後の業務方法書は、農林水産省畜産局長の承認のあった日から実施する。

「復元積立金及び復元金支出のための変更……附則1」

附 則（平成11年4月2日11畜B第646号）

変更後の業務方法書は、農林水産省畜産局長の承認のあった日から実施する。

「通常価格差補てん金の限度額の算定方法の変更のための変更……第9条第2項、第17条第1項第1号及び第2号並びに第2項、第18条第1項第1号及び第2号、第2項、第3項並びに第4項；附則第1項から第42項まで及び第44項から第51項まで削除、附則第43項条項移動」

附 則（平成12年5月24日変更議決）

変更後の業務方法書は、総会の議決を経た日から施行する。

「第28事業年度（平成12年度）第1四半期の通常価格差補てん金交付のための変更……附則2」

附 則（平成12年12月15日変更議決）

変更後の業務方法書は、臨時総会の議決のあった日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

「中央省庁再編等の実施に伴い畜産局が生産局に再編されるための変更……第11条の2第2項」

附 則（平成14年1月17日変更議決）

変更後の業務方法書は、総会の議決のあった日から施行する。

「第29事業年度（平成13年度）第4四半期（平成14年1月～3月）に限り、特例の通常価格差補てん金を交付するための変更」

附 則（平成14年12月26日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成15年1月31日から施行する。

「定款の変更に伴う変更……定款の名称、第1条、第7条、第8条第1項、第9条第1項；第10条第2項、第3項；第11条の2第1項、第17条；第18条第1項、第3項；第19条第2項、付録、別紙様式第1号～第4号」

附 則（平成 16 年 3 月 30 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 16 年 3 月 31 日から適用する。

「 鶏卵の新たな計画生産の移行に伴う変更……第 4 条第 2 項削除 」

附 則（平成 18 年 5 月 26 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

「 3 基金間移動等価格安定制度の改善に伴う変更……第 5 条の 3 第 1 項及び第 2 項、第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 7 条、第 7 条の 2、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 13 条の 2 及び第 17 条第 1 項第 2 号 」

附 則（平成 19 年 5 月 25 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 19 年 9 月 27 日から適用する。

「 附則 4 第 35 事業年度において交付する通常価格差補てん金の総額の特例 」

附 則（平成 20 年 4 月 15 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 20 年 4 月 15 日から適用する。

「 附則 5 第 36 事業年度及び第 37 事業年度において交付する通常価格差補てん金の総額の特例 」

附 則（平成 20 年 4 月 15 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

「 附則 6～8 平成 20 年度に限り、第 4 条下欄に掲げるその他家畜について、補てん契約の特例 」

附 則（平成 21 年 6 月 19 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 21 年 6 月 19 日から適用する。

「 契約組合員の積立金納付等 」

附 則（平成 22 年 1 月 21 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 22 年 1 月 21 日から適用する。ただし、第 3 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に係る規定は平成 22 年 4 月 1 日から、また、附則 12 及び 13 の規定は平成 23 年度の数量契約の締結から適用する。

「 補てん対象配合飼料、別途納付金に係る特例 」

附 則（平成 22 年 4 月 15 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

「 附則 14 項の規定 」

附 則（平成 22 年 6 月 18 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 22 年 6 月 18 日から適用する。

「 附則 15 平成 22 年度に限り、宮崎県基金協会の口蹄疫の対象となる牛豚の積立金納付時期の特例 」

附 則（平成 23 年 4 月 21 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 23 年 3 月 12 日から適用する。

ただし、附則 17 及び 18 の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

「 附則 16～18 東北関東大震災に伴い補てんの対象となる配合飼料の取扱いの特例 」

附 則（平成 24 年 6 月 22 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 25 年 4 月 1 日（一般社団法人の設立の登記を行った日）から適用する。

「 第 11 条の 2、第 12 条削除、第 13 条 新法人移行における補てん積立金の割戻し廃止のための変更 」

附 則（平成 24 年 12 月 6 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 24 年 12 月 6 日から適用する。

「 附則 19 異常補てん基金の発動が基準輸入原料価格の 15%から 12.5%に引下げられたことに伴い、補てん契約対象畜産経営者を飼料自給率の向上に努めようとする者とするための変更 」

「 附則 20 第 40 事業年度及び第 41 事業年度において交付する通常価格差補てん金限度額を変更するための変更 」

附 則（平成 25 年 4 月 1 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

「 第 5 条の 3 業務方法書における通常補てん準備財産の規定を明確化するための変更 」

附 則（平成 25 年 6 月 28 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 25 年 6 月 28 日から適用する。

「 附則 21、附則 22 平成 25 年度第 2 四半期に限り通常価格差補てん金の額の議決を 8 月 31 日までにできるための変更 」

附 則（平成 26 年 2 月 20 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 18 条第 1 項の規定は、平成 26 年度第 1 四半期から適用する。

「 第 17 条第 1 項、第 17 条第 1 項の 1 及び 2 削除、第 17 条第 2 項削除、第 18 条第 1 項、第 18 条第 1 項の 1 及び 2 削除、第 18 条第 2 項及び第 3 項 配合飼料価格安定制度の見直しに伴い通常価格差補てん金の額を算出する指標を配合飼料の供給価格から配合飼料の輸入原料価格へするための変更 」

「 附則 23 長期借入額返済のリスケジュールに即し長期借入の返済が完了するまでの間、前年度から繰り越された通常補てん準備財産には長期借入金を含まないものとして補てん金を交付できるようにするための変更 」

附 則（平成 26 年 3 月 27 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 22 条の規定は、平成 26 年度第 1 四半期から適用する。

「 第 9 条第 2 項、第 22 条第 1 項削除、積立金の額の基準となる配合飼料価格を契約製造業者の配合飼料価格から飼料月報の価格にするための変更 」

附 則（平成 28 年 1 月 21 日変更議決）

この業務方法書の変更は、理事会の議決があった日（平成 28 年 1 月 21 日）から施行する。

「 第 11 条の 2、通常補てん積立金の納付の免除に当たり長期借入金債務の返済も考慮できるようにするための変更 」

附 則（平成 28 年 5 月 27 日変更議決）

この業務方法書の変更は、平成 28 年 4 月 14 日から適用する。

「 附則 24 平成 28 年熊本地震発生に伴い被災した加入者の第 1 四半期及び第 2 四半期の積立金納付期限を変更することができるための変更 」

附 則（平成 30 年 1 月 18 日変更議決）

この業務方法書の変更は、理事会の議決があった日（平成 30 年 1 月 18 日）から施行し、第 6 条の 2 に関連する変更は平成 30 年度別途納付金処理から適用する。

「 第 4 条…定款の変更に伴う条項番号の変更 」

「 第 6 条の 2…削除、畜産経営者の契約数量の増加に係る納付金廃止のための変更 」

附 則（平成 30 年 10 月 18 日変更議決）

変更後の業務方法書は、平成 30 年 9 月 6 日から適用する。

「 付則 25 平成 30 年北海道胆振東部地震発生に伴う変更 」

附 則（令和元年 10 月 17 日変更議決）

変更後の業務方法書は、令和元年 9 月 9 日から適用する。

「 付則 26 令和元年台風 15 号による千葉県での被災に伴う変更 」

附 則（令和 2 年 1 月 16 日変更議決）

変更後の業務方法書は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

「 第 10 条第 3 項、第 11 条の 2 第 3 項削除 農水省生産局長との積立金協議及び免除承認の削除による変更 」

附 則（令和3年1月21日変更議決）

変更後の業務方法書は、令和3年1月21日から施行し、令和3年度契約から適用する。

「 第8条第1項、第2項、第9条第2項、第10条第2項、第10条第3項削除第4項移動、第11条第2項、第3項、第13条第1項、第13条の3第1項から第4項新設 契約製造業者の通常積立金積増分を削除し、通常補てん特別積立金を新設による変更 」

「 付則27 通常補てん積立金が全て免除された年度の翌年度に限り、新規加入畜産経営者に係る納付金を特例的に算定することができるための変更 」

附 則（令和4年5月26日変更議決）

変更後の業務方法書は、令和4年5月26日から適用する。

「 附則28 令和4年度及び令和5年度に限り第18条及び第19条の規定にかかわらず、全日基が交付すべき通常価格差補てん金を当該四半期を含む4四半期まで分割して交付することができるための変更 」

附 則（令和5年1月19日変更議決）

変更後の業務方法書は、令和5年1月19日から適用する。

「 附則29 第50事業年度及び第51事業年度において交付する通常価格差補てん金の総額の特例 」

「 附則30～32 令和4年10-12月期以降の通常価格差補てん事業で長期借入金が完済するまでの間、契約数量に係る補てん金交付要件（80%ルール）を適用するための変更 」

附 則（令和5年5月25日変更議決）

変更後の業務方法書は、令和5年5月26日から適用する。

「 附則33 令和5年度第1四半期及び第2四半期並びに第3四半期に係る通常補てん金の交付にかぎり、第18条及び第19条の規定にかかわらず国の補てん金を併せて通常補てん金を交付できるための変更 」

附 則（令和7年1月16日変更議決）

変更後の業務方法書は、令和7年度第1四半期から適用する。

「 第18条の2 単位数量当たりの通常価格差補てん金の最低限度額 」

## 付 録

### 業務方法書第5条の3第1項の付録に定める算定方式

第5条の3第1項に規定する畜産経営者が別途納付しなければならない単位数量当たりの金額は、次の算式により算出される額を基準とし、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て定めるものとする。

#### 算 式

$$\left[ \text{第5条の3第1項の残余の額} \right] \times \frac{\left[ \text{第5条の3第1項の残余がある年度に加入者が納付した通常補てん積立金の総額} \right]}{\left[ \text{第5条の3第1項の残余がある年度に納付された通常補てん積立金の総額} \right]}$$

---

(第5条の3第1項の残余がある年度に係る数量契約による契約数量)

## 付 録 2

### 業務方法書附則12及び13の付録2に定める算定方式

附則12及び13に規定する畜産経営者が別途納付しなければならない単位数量当たりの金額は、次の算式により算出される額を基準とし、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て定めるものとする。

#### 算 式

$$\left[ \begin{array}{l} \text{長期借入金を除く年度末の通常補てん準備} \\ \text{財産の残余の額} \end{array} \right] \times \frac{\left[ \text{附則12及び13の長期借入金がある年度に加入者が納付した通常補てん積立金の総額} \right]}{\left[ \text{附則12及び13の長期借入金がある年度に納付された通常補てん積立金の総額} \right]}$$

---

$$2 \quad \times \quad \left[ \begin{array}{l} \text{長期借入金を除く通常補てん準備財産の額がある年度に係る} \\ \text{数量契約による契約数量} \end{array} \right]$$

配合飼料価格差補てん契約書

一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「甲」という。）と一般社団法人〇〇〇〇配合飼料価格安定基金協会（以下「乙」という。）は、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金配合飼料価格差補てん事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）の規定に基づき、配合飼料の価格差補てんにつき、次のとおり契約する。

（基金協会数量契約）

第 1 条 甲と乙は、この契約の対象期間に属する甲の各事業年度の開始前に、当該年度に係る配合飼料価格差補てん基金協会数量契約（以下「基金協会数量契約」という。）を締結するものとする。

（数量契約の変更）

第 2 条 乙は、一般社団法人〇〇〇〇配合飼料価格安定基金協会〇〇〇〇（以下「業務規程」という。）に基づき、配合飼料価格差補てん数量契約（以下「数量契約」という。）の変更又は配合飼料価格差補てん基本契約の解除若しくは解約を行ったことにより数量契約による契約数量を変更した場合には、速やかに、前条の規定により締結した基金協会数量契約を変更しなければならない。

（通常補てん積立金の納付）

第 3 条 乙は、業務方法書第 10 条第 2 項の規定により加入者が納付する単位数量当たりの通常補てん積立金の額に、それぞれ当該四半期に係る基金協会数量契約による契約数量を乗じて得た金額を通常補てん積立金として、当該四半期の開始前に甲に納付するものとする。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めたときは、第 1 四半期の通常補てん積立金に限り、当該事業年度の 4 月 30 日までに納付することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による通常補てん積立金の納付が遅延した場合は、年利率 8.76 パーセントの割合で計算した額を延滞利息として甲に納付するものとする。

（価格差補てん金の交付）

第 4 条 甲は、業務方法書第 19 条第 1 項及び第 21 条の 9 の規定により、乙に対し、通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金（以下「価格差補てん金」という。）を交付するものとする。

2 乙は、前項により価格差補てん金の交付を受けたときは、速やかに乙の業務規程の規定に基づき、加入者に対し価格差補てん金を交付するものとする。

（価格差補てん金の返還等）

第 5 条 甲は、乙が業務方法書第 21 条第 2 項第 1 号又は第 2 号（第 21 条の 11 において準用する場合を含む。）に該当する場合には、乙に対し、価格差補てん金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補てん金の全部若しくは一部を返還させることができる

ものとする。

(契約の解除等)

第 6 条 甲は、乙が故意又は重大な過失により、この契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は、契約を解除した日の属する事業年度の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 乙は、甲がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、乙が契約を解約した日の属する事業年度の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解約することができるものとする。ただし、その通常補てん積立金の納付について、甲がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、その納付を猶予又は免除することがある。

(契約の対象期間)

第 7 条 この契約の対象期間は、令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 8 条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書及びこれに基づく細則の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の契約の証として契約書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金  
理事長 ○ ○ ○ ○ ㊟

乙 一般社団法人○○○○配合飼料価格安定基金協会  
理事長 ○ ○ ○ ○ ㊟

配合飼料補てん積立金納付契約書

一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金配合飼料価格差補てん事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）の規定に基づき、配合飼料の補てん積立金の納付に関し、次のとおり契約する。

（補てん積立金の対象数量）

第 1 条 乙が業務方法書の規定により甲に納付する通常補てん積立金、通常補てん特別積立金及び異常補てん積立金（以下「補てん積立金」という。）の対象とする数量は、甲の当該事業年度における乙の製造に係る「配合飼料製造業者が納付する補てん積立金の納付に関する細則」（以下「積立金の納付に関する細則」という。）に定める配合飼料製造数量（以下「積立金対象数量」という。）とし、積立金対象数量の確定は、同細則の定めるところによるものとする。

（通常補てん積立金の納付）

第 2 条 甲は、四半期毎に業務方法書第 10 条第 3 項の規定に基づき甲が定める単位数量当たりの通常補てん積立金の額に、前条の規定により締結した積立金対象数量契約による積立金対象数量を乗じて得た金額を、積立金の納付に関する細則の定めるところにより通常補てん積立金として、乙に請求するものとし、乙は、その請求金額をそれぞれ当該四半期の開始前（甲が別に納付期限を定めた場合は、その期限）までに甲に納付するものとする。

（通常補てん積立金の精算）

第 3 条 甲は、第 1 条の規定により乙の当該事業年度における積立金対象数量が確定した場合には、別に定める積立金の納付に関する細則の定めるところにより通常補てん積立金についての追加納付又は返還を行い、通常補てん積立金についての精算を行うものとする。  
2 乙は、前項の規定により追加納付することとなった場合には、その追加納付額を甲の指定した日までに甲に納付するものとする。

（通常補てん特別積立金の納付）

第 4 条 甲は、通常補てん特別積立金を積立てる場合には、積立金対象となる当該四半期毎に業務方法書第 13 条の 3 第 1 項の規定に基づき甲が定める単位数量当たりの通常補てん特別積立金の額に、第 1 条の規定により締結した積立金対象数量契約による積立金対象数量を乗じて得た金額を、積立金の納付に関する細則の定めるところにより通常補てん特別積立金として、乙に請求するものとし、乙は、その請求金額をそれぞれ当該四半期の開始前（甲が別に納付期限を定めた場合は、その期限）までに甲に納付するものとする。

(通常補てん特別積立金の精算)

第 5 条 甲は、第 1 条の規定により乙の当該事業年度における積立金対象数量が確定した場合には、別に定める積立金の納付に関する細則の定めるところにより通常補てん特別積立金の積立対象四半期に係る同積立金についての追加納付又は返還を行い、通常補てん特別積立金についての精算を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により追加納付することとなった場合には、その追加納付額を甲の指定した日までに甲に納付するものとする。

(異常補てん積立金の納付)

第 6 条 甲は、公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）と配合飼料異常補てん交付金交付契約（以下「交付契約」という。）を締結した場合は、業務方法書第 13 条の 7 の規定に基づき、機構に対し納入することとなる額に第 1 条の規定により締結した積立金対象数量契約による総積立金対象数量に対する乙に係る積立金対象数量契約による積立金対象数量の割合を乗じて得た額を、積立金の納付に関する細則の定めるところにより異常補てん積立金として乙に請求するものとし、乙は、その請求金額を積立金の納付に関する細則に定める日までに甲に納付するものとする。

2 甲は、契約製造業者が負担する異常補てん積立金が納付されないことにより、甲が機構に対し納付する異常補てん積立金の額に不足が生じる場合には、積立金の納付に関する細則の定めるところにより、乙に対し甲が機構に対し納付する異常補てん積立金の不足する額を限度として当該不足する額を請求することができるものとし、乙はその額を甲が指定した日までに全日基に納付するものとする。

3 乙が第 1 項の規定により納付しなければならない異常補てん積立金の額については、甲が機構と契約している交付契約第 8 条の規定に基づき、当該交付契約が解約され、かつ、異常補てん積立金の納入が猶予若しくは免除された場合、機構が交付契約による契約数量の変更を認めた場合又は前項の規定により甲が乙に対し異常補てん積立金を請求する場合を除いては、これを変更しないものとする。

(異常補てん積立金の精算)

第 7 条 甲は、第 1 条の規定により乙の当該事業年度における積立金対象数量が確定した場合には、積立金の納付に関する細則の定めるところにより異常補てん積立金についての追加納付又は返還を行い、補てん積立金についての精算を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により追加納付することとなった場合には、その追加納付額を甲の指定した日までに甲に納付するものとする。

(延滞利息)

第 8 条 乙は、第 2 条、第 3 条第 2 項、第 4 条、第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 2 項に定める通常補てん積立金、通常補てん特別積立金及び異常補てん積立金の納付について、その納付が遅延した場合には、年利率 8.76 パーセントの割合で計算した額を延滞利息として甲に納付するものとする。

(補てん積立金の不返還)

第 9 条 甲は、業務方法書積立金の納付に関する細則に規定する場合のほかは、納付された通常補てん積立金、通常補てん特別積立金及び異常補てん積立金を乙に返還しないものとする。

(契約対象期間)

第 10 条 この契約の対象期間は令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 11 条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書及び積立金の納付に関する細則の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として契約書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲	一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金					
	理事長	○	○	○	○	⑩
乙		○	○	○	○	⑩

配合飼料価格差補てん基金協会数量契約書

一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「甲」という。）と一般社団法人〇〇〇〇配合飼料価格安定基金協会（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日付をもって契約締結した配合飼料価格差補てん契約（以下「補てん契約」という。）に基づき、次のとおり契約する。

（契約数量）

第 1 条 令和 年4月1日から令和 年3月31日までの1年間において補てん契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、別表のとおりとする。

（契約の効力）

第 2 条 この契約は、甲と乙の間に締結している補てん契約が解除又は解約された場合には、その効力を失うものとする。

（契約対象期間）

第 3 条 この契約の対象期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

上記契約の証として、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金  
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 一般社団法人〇〇〇〇配合飼料価格安定基金協会  
理事長 ○ ○ ○ ○ 印



配合飼料補てん積立金対象数量契約書

一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日付をもって契約締結した配合飼料補てん積立金納付契約（以下「補てん積立金納付契約」という。）に基づき、次のとおり契約する。

（補てん積立金の対象数量）

第 1 条 令和 年4月1日から令和 年3月31日までの1年間において補てん積立金納付契約第1条による積立金の納付に関する細則に基づき締結する四半期別積立金暫定対象数量は次のとおりとし、積立金対象数量は、同細則の定めるところにより確定するものとする。

期 別	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年 計
数 量	ㄥ	ㄥ	ㄥ	ㄥ	

（契約の効力）

第 2 条 この契約は、甲と乙の間に締結している補てん積立金納付契約が解除又は解約された場合には、その効力を失うものとする。

（契約対象期間）

第 3 条 この契約の対象期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

上記契約の証として、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金  
理事長 ○ ○ ○ ○ ㊞

乙 ○ ○ ○ ○ ㊞

## 配合飼料製造業者が納付する補てん積立金の納付に関する細則

第1 全日基と配合飼料製造業者（以下「契約製造業者」という。）との間に締結している配合飼料補てん積立金納付契約（以下「補てん積立金納付契約」という。）に基づき、契約製造業者が納付する通常補てん積立金、通常補てん特別積立金及び異常補てん積立金の納付については、業務方法書に定めるもののほか、この細則に定めるところによるものとする。

### 第2 積立金対象数量の確定

業務方法書第6条の3第2項の規定による積立金対象数量の確定について、次により行うものとする。

- 1 全日基は、事業年度の開始前に契約製造業者との間に、前事業年度における配合飼料製造数量（第4四半期については、前々事業年度における当該四半期の製造数量とする。）につき、積立金暫定対象数量として、積立金対象数量契約を締結するものとする。
- 2 契約製造業者は、当該事業年度における配合飼料製造数量が確定した場合には、四半期ごとに、別紙様式第1号による配合飼料製造数量実績報告書によりとりまとめのうえ、次に掲げる期限までに全日基に提出するものとする。

（四半期別）

（提出期限）

第1四半期（4月～6月）分

8月15日

第2 〃 （7月～9月）〃

11月15日

第3 〃 （10月～12月）〃

2月15日

第4 〃 （1月～3月）〃

翌事業年度の5月15日

- 3 全日基は、積立金対象数量については前記2により提出された配合飼料製造数量実績報告書の数量に基づき確定するものとする。
- 4 契約製造業者は、前事業年度以前の事業年度に係る配合飼料製造数量の確定数量に変更（増加する場合に限る。）が生じた場合には、速やかに四半期ごとの変更（増加）数量を全日基に報告しなければならない。

### 第3 補てん積立金の納付方法

業務方法書第11条第2項、第3項及び同第13条の7の規定により納付する通常補てん積立金、通常補てん特別積立金及び異常補てん積立金の納付方法については、次によるものとする。

#### 1 通常補てん積立金

- (1) 全日基は、先ず四半期別に、第2の1により締結した積立金暫定対象数量に単位数量当たりの補てん積立金を乗じて得た額を契約製造業者に請求し、契約製造業者は、その請求金額を当該四半期の開始前（全日基が別に納付期限を定めた場合は、その期限）までに、全日基に納付するものとする。
- (2) 全日基は、次に第2の3により積立金対象数量が確定した場合には、その積立金対象数量と第2の1による積立金暫定対象数量とを比較し、その増減数量に単位数量当たりの補てん積立金を乗じて得た額について、次に掲げる期限までに追加納付又は、返還を行い精算するものとする。

(四半期別)	(精算期限)
第1 四半期 (4月～6月) 分	9月末
第2 〃 (7月～9月) 〃	12月末
第3 〃 (10月～12月) 〃	3月末
第4 〃 (1月～3月) 〃	翌事業年度の6月末

この場合、月末とは、当該月の金融機関の最終営業日とする（以下、精算期限において同じ）。

- (3) 契約製造業者は、前項の(2)により、精算を行った結果、追加納付する場合には、全日基の指定する日までに、その追加納付額を全日基に納付するものとする。
- (4) 全日基は、第2の4による報告に基づき当該契約製造業者（以下「過年度変更事業者」という。）の当該事業年度四半期ごとの積立金対象数量を確定し、第2の3の当該事業年度四半期ごとの確定積立金対象数量と比べ増量となる数量に、当該事業年度四半期ごとの単位数当たりの通常補てん積立金の額を乗じて得た額の総額を、過年度変更事業者に納付期限を定め納付の請求を行うものとする。
- (5) 前項により納付される通常補てん積立金は、収納された日の属する事業年度の積立金とする。

## 2 通常補てん特別積立金

通常補てん特別積立金を積立てる場合の当該四半期に係る積立金の納付方法については、上記1の通常補てん積立金の規定を準用する。

## 3 異常補てん積立金

- (1) 全日基は、先ず全日基が公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）と締結した配合飼料異常補てん交付金交付契約（以下「交付契約」という。）に基づき機構に対し上半期及び下半期の別に納入することとなる額に、第2の1により締結した積立金暫定数量による総積立金暫定数量に対する各四半期に係る積立金暫定対象数量の割合を乗じて、四半期別の異常補てん積立金の額を算出する。
- (2) 全日基は、次に四半期別異常補てん積立金の額を第2の1により締結した積立金暫定対象数量による各四半期の総積立金暫定数量に対する契約製造業者に係る積立金暫定対象数量の割合を乗じて、四半期別契約製造業者別異常補てん積立金の額を算定する。
- (3) 全日基は、更に四半期別契約製造業者別異常補てん積立金の額を3等分した月別契約製造業者別異常補てん積立金の額を契約製造業者に請求し、契約製造業者は、その請求額を次に掲げる日までに納付するものとする。

(異常補てん積立金の納付期限)

4月、5月及び6月分	6月初め
7月から3月まで	当該月初め

この場合、月初めとは、当該月の金融機関の第1営業日とする。

- (4) 全日基は、次に第2の3により積立金対象数量が確定した場合には、次の算定方式により、積立金の精算額の算定を行い、前項により納付された額との増減額について、次に掲げる期限までに追加納付又は返還を行い精算するものとする。

(異常補てん積立金の精算額の算定方式)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{全日基が機構に納入する金額} \times \frac{\text{(当該契約製造業者に係る積立金対象数量)}}{\text{(総積立金対象数量)}} \\ - \left[ \begin{array}{l} \text{全日基が機構に納入する金額} \times \frac{\text{(当該契約製造業者に係る積立金暫定対象数量)}}{\text{(総積立金暫定対象数量)}} \end{array} \right] \end{array} \right]$$

= (±) 精算金額

(異常補てん積立金の精算期限)

(四半期別)	(精算期限)
第1四半期(4月～6月)分	9月末
第2四半期(7月～9月)分	12月末
第3四半期(10月～12月)分	3月末
第4四半期(1月～3月)分	翌事業年度の6月末

(5) 全日基は、第2の4による報告に基づき過年度変更事業者の当該事業四半期ごとの積立金対象数量を確定(以下この項において「再精算積立金対象数量」という。)し、次の算定方式により、当該事業年度四半期ごとの積立金の再精算額の算定を行い、前項により算出された当該事業年度四半期における納付額との増減額について、期限を定めて、追加納付又は返還を行い精算するものとする。この精算は、異常補てん積立金の契約製造業者間の精算となるものではなく、異常補てん積立金を積み立てるにあたって負担することとなった負担額を精算するものである。

なお、返還を受けることとなる法人が既に廃業等により「補てん積立金納付契約」を締結していない場合の返還金については、廃業等法人及び過年度変更事業者に係る確定積立金対象数量を除いた契約製造業者の確定積立金対象数量をもって算出した額により追加精算を行うものとする。

(異常補てん積立金の精算額の算定方式)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該事業年度に} \\ \text{全日基が機構に} \times \frac{\text{当該事業年度における上記(4)の規定による当該契約製造業者に係る確定積立金対象数量(*1)}}{\text{当該事業年度における上記(4)の規定による確定総積立金対象数量(*2)}} \\ \text{納付する額} \end{array} \right]$$

$$- \left[ \begin{array}{l} \text{当該事業年度に} \\ \text{全日基が機構に} \times \frac{\text{当該事業年度における上記(4)の規定による当該契約製造業者に係る確定積立金対象数量}}{\text{当該事業年度における上記(4)の規定による確定総積立金対象数量}} \\ \text{納付する額} \end{array} \right]$$

= (±) 精算金額

\*1 過年度変更事業者は、再精算積立金対象数量とする。

\*2 過年度変更事業者の数量は、再精算積立金対象数量とする。

(異常補てん積立金の廃業等法人への返還金の追加精算算定方式)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{契約製造業者への} \\ \text{追加返還金} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{l} \text{廃業等法人への} \\ \text{返還金} \end{array} \right] \times \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{契約製造業者に係る四半期別} \\ \text{確定積立金対象数量} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{廃業等法人及び過年度変更業} \\ \text{者を除く契約製造業者の四半} \\ \text{期別確定総積立金対象数量} \end{array} \right]}$$

(6) 全日基は、契約製造業者が負担する異常補てん積立金が納付されないことにより、全日基が機構に対し納付する異常補てん積立金の額に不足が生じる場合には、当該契約製造業者以外の契約製造業者に対し、次の算定方式により算定した額を請求し、契約製造業者はその請求額を全日基が指定した日までに全日基に納付するものとする。また、この積立金の精算は、上記(4)に準じて取扱うものとする。

(契約製造業者への請求額の算定方式)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{契約製造業者への} \\ \text{請求額} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{l} \text{全日基が機構に納付する} \\ \text{積立金の不足額} \end{array} \right] \times \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{契約製造業者に係る四半期別} \\ \text{積立金対象暫定数量} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{積立金未納の契約製造業者以} \\ \text{外の契約製造業者の四半期別} \\ \text{総積立金対象暫定数量} \end{array} \right]}$$

#### 4 積立金納付に係る措置

- 1 全日基は、契約製造業者が通常補てん積立金及び異常補てん積立金（以下「積立金」という。）を、業務方法書及びこの細則に定める積立金の納付期限までに納付しなかった場合、次の措置を講ずることができるものとする。
  - (1) 全日基は、契約製造業者が納付期限後7日目までに積立金を納付しなかった場合には、同8日目以降に、当該契約製造業者の積立金の納付がなかった旨を基金協会及び他の契約製造業者に通知すること。
  - (2) 全日基は、当該契約製造業者の未納付の積立金の額と当該契約製造業者の入会預り金、積立金の精算金及びその他当該契約製造業者が有する全日基の債権とを相殺すること。
- 2 全日基及び契約製造業者は、両者の間に積立金の納付に係る事項に齟齬が生じないように連絡を密に取り合うとともに、契約製造業者は、不測の事態が生じたとき又は納付期限までに積立金の納付に支障が生じる恐れのあるときはその旨を全日基に通知するものとする。

#### 附 則

- 1 この細則の制定、改廃は、理事会の議決による。
- 2 この細則の解釈その他の疑義は、理事長が決定する。
- 3 この細則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 4 この細則が制定されることを条件に昭和56年4月1日前に行われた第9事業年度以降の期間を対象とする補てん積立金納付契約の締結は、この細則の規定に基づき行われたものとみなす。

附 則

変更後の細則は、業務方法書について農林水産省畜産局長の変更承認のあった日から実施する。ただし、細則第2の第2項に定める別紙様式第1号による配合飼料製造数量実績報告書については、昭和58年4月1日から適用する。

「 業務方法書の変更承認日……昭和58年8月3日 」

附 則

変更後のこの細則は、業務方法書の一部変更の決議のあった日から実施する。

ただし、積立金の納付期限については、第37事業年度（平成21年度）第3四半期（10-12月期）の積立金から適用する。

附 則

変更後のこの細則は、理事会の議決があった日（令和2年1月16日）から施行し、平成31年度から適用する。

附 則

変更後のこの細則は、理事会の議決があった日（令和3年1月21日）から施行し、令和3年度契約に係る積立金から適用する。

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

区 分	用 途	配 合 飼 料												混 合 飼 料	計	全日基 確認欄	養 魚 用	ペ ット フ ィ ド 用	そ の 他	
		養 鶏 用			養 豚 用				乳用牛		肉用牛		う ず ら 用							そ の 他 家 畜 家 禽 用
		育すう	成 鶏	ブロイラー	ほ乳期	子 豚	肉 豚	種 豚	計	うち 子牛育成用	計	うち 子牛育成用								
製 造 数 量	① 自家工場で製造した数量																			
	② 工業会会員である他のメーカーに委託した数量																			
	③ 全日基以外の他基金に関係のあるメーカーに委託した数量																			
	計 (A)																			
製 造 数 量 か ら 除 外 す る も の	① 工業会会員である他のメーカーから受託した数量																			
	② 混合飼料																			
	③ 他の基金の加入者に供給した数量で他の基金との間に補てん契約をしている数量																			
	計 (B)																			
(A) - (B)																				

(注) その他家畜家きん用配合飼料とは、「馬、めん用、山羊等」用の配合飼料をいう。

記載責任者 \_\_\_\_\_

## 配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則

業務方法書第7条の2の規定による配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動については、業務方法書に定めるもののほか、この細則の定めるところによるものとする。

### 第1 移動の条件

- 1 3基金の会員又は農業協同組合と配合飼料価格差補てん契約を締結している畜産経営者（以下「加入者」という。）が、翌四半期以降の契約先を、他基金から全日基に変更すること（以下「契約転入」という。）、及び全日基から他基金に変更すること（以下「契約転出」という。）（以下「基金間移動」という。）を、第1四半期または第3四半期からの移動に限って、申請できるものとする。
- 2 加入者の基金間移動は、業務方法書第5条第2項の規定により定めた全日基の継続する4事業年度期間中、4回を限度とする。  
その回数は、一つの基金間移動申請者について、全日基から他基金への契約転出、他基金から全日基への契約転入、又は他基金から他の他基金への基金間移動をそれぞれ1回とする。
- 3 基金間移動は、加入者が一つの飼料荷受組合に委任した契約又は一つの会員、または農業協同組合との契約（以下「荷受組合等契約」という。）を最小単位とする。なお、複数の荷受組合等契約を有する加入者は、基金協会単位、基金単位、又は地域の農業協同組合単位、全国の農業協同組合単位で契約をまとめて一つの契約とみなして基金間移動の申請をすることができる。
- 4 一つの荷受組合等契約を複数の荷受組合等契約に分割することは、この細則に定める基金間移動とはしないこととする。
- 5 第3四半期からの基金間移動の場合、第3及び第4四半期の契約数量は転出元基金での契約数量（ただし、トン単位未満の数量は切捨てるものとする。）とし、年度途中で契約数量は、変更できないものとする。
- 6 削 除

### 第2 移動の手続き

- 1 基金間移動を申請する者は、別紙様式の基金間移動申請書を、全日基が定める次の期限までに全日基に必着するよう、基金協会が別に定める日までに、基金協会に提出しなければならない。

(移動時期)	(全日基への提出期限)	(基金協会への提出期限)
第1四半期	3月15日	基金協会が別に定める日
第3四半期	8月15日	基金協会が別に定める日
- 2 全日基は、基金協会を経由して提出された基金間移動申請書の内容を他基金及び公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）に照会し、基金間移動申請書ごとに基金間移動の可否を判断し、その結果を基金協会に通知するものとする。

削 除

3 全日基は、基金間移動の可否に必要な契約移動者の氏名、住所等の情報を機構に通知するものとする。

#### 4 削除

### 第3 移動に伴う補てん財源の他基金との精算

1 全日基は、他基金と協力し、次式により3基金の基金間移動の直前四半期末の通常補てん準備財産の加入者持分相当の総額を直前2四半期の3基金の契約数量の総計で除して、基金間移動に伴う財源移管の契約数量の単位当りの金額(以下「精算単価」という。)を算出する。なお、精算単価は、1の位を切り捨て、10円単位とする。

$$\frac{\text{(3基金の直前四半期末通常補てん準備財産の加入者持分相当の総額)}}{\text{(3基金の直前2四半期の契約数量の総計)}}$$

2 全日基は、他基金への転出者の基金間移動の直前2四半期の契約数量を合計し、この合計に1の精算単価を乗じた額を他基金へ移管する通常補てん積立金の額とし、他基金へ移管するものとする。

3 全日基は、他基金から全日基への転入者の2と同様に算出される通常補てん積立金の額を他基金から移管を受けるものとする。

### 第4 畜産振興対策事業との整合

1 基金協会は、次に掲げる畜産振興対策事業に参加している加入者及び他基金の加入者が基金間移動する場合、基金間移動を申請する者に対し、畜産振興対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう指導するものとする。

(1) 肉用子牛生産者補給金制度事業

(2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業

(3) 肉豚経営安定交付金制度事業

(4) 畜産環境整備リース事業等

2 畜産振興対策事業に参加している者は、基金間移動の申請に当って、畜産振興対策事業の適正かつ円滑な実施に支障が生じないように、関係団体との調整を図らなければならない。

3 基金協会との数量契約が解約となる基金間移動申請者は、参加している畜産振興対策事業の実施が困難となることに留意する必要がある。

### 附則

1 この細則の制定及び改廃は、理事会の議決による。

2 この細則の解釈その他の疑義は、理事長が決定する。

3 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

4 第1の2規定による移動回数は、平成19年度から20年度に限っては、2回を限度とする。

5 この細則の変更は、理事会の議決があった日(平成30年1月18日)から施行し、平成30年度に係る別途納付金処理から適用する。

6 この細則の変更は、理事会の議決があった日(平成31年1月17日)から施行し、平成31年度第1四半期の基金間移動の申請から適用する。

別紙様式

配合飼料安定基金契約移動申請書

令和 年 月 日

(転入先) (一社) ○○県配合飼料価格安定基金協会 理事長 殿  
 (転出先) △△農業協同組合 組合長 殿

(申請者)  
 住所  
 氏名 ㊞

このたび、私は、令和 年度第 四半期より、((一社)全国配合飼料供給安定基金、(一社)全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金)の会員又は農業協同組合と締結している契約を((一社)全国配合飼料供給安定基金、(一社)全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金)の会員又は農業協同組合に下記のとおり変更したく、移動申請前の数量契約を添えて申請します。

記

1 令和○○年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量

数量契約先		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間計	備考
移動前契約数量	1 全農基金 ○○県○○農業協同組合						
	2 畜産基金 △△県△△農業協同組合						
	3 全日基○○県基金協会 □□荷受組合						
移動後契約数量	1 全農基金 ○○県○○農業協同組合						
	2 畜産基金 △△県△△農業協同組合						
	3 全日基○○県基金協会 □□荷受組合 △△荷受組合						
全農基金事務処理コード		県コード	J Aコード	支店コード	畜種コード	生産者コード	
全日基事務処理コード		県コード	メーカコード	組合コード	特約店コード	畜種コード	加入者コード

- (注) 1 数量契約先の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称と四半期別数量を記入すること。  
 2 移動前の畜種別四半期別契約数量が確認できるよう移動前の数量契約書の写し等を添付すること。  
 3 移動後の備考欄には、基金協会とすでに契約がある場合は加入者コードを記入すること。  
 4 10月からの移動申請は、移動後契約数量欄の第1及び第2四半期欄に契約数量を記入しないこと。

今回の基金間移動申請に当り、申請者と各基金との間の数量契約等の情報が、関係する基金及び(公社)配合飼料供給安定機構へ提供されることに同意いたします。

本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。

## 配合飼料価格差補てん事業に係るその他家畜の取扱いに関する細則

業務方法書第4条に規定する「その他家畜」の取扱いについて、業務方法書に定めるもののほか、この細則の定めによるものとする。

- 1 その他家畜とは、馬、めん羊、山羊等食用に供する畜産物を生産、販売することを目的として飼養している家畜をいう。
- 2 飼養に当たっては、配合飼料を給与していることを条件とする。
- 3 対象家畜の飼養頭羽数は、馬1頭以上、めん羊2頭以上、山羊2頭以上とする。
- 4 馬、めん羊、山羊以外の家畜の種類及びその飼養頭羽数は、飼養状況等を勘案し全日基が判断する。

### 附則

- 1 この細則の制定及び改廃は、理事会の議決による。
- 2 この細則の解釈その他の疑義は、理事長が決定する。
- 3 この細則は、平成20年4月1日から施行する。



別紙様式

## 売買数量契約書

一社団法人〇〇〇配合飼料価格安定基金協会との間に、配合飼料に各種の粗飼料等を混合したTMR飼料に関する配合飼料価格差補てん事業に係る数量契約を締結する加入者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と甲に対し直接該当TMR飼料を供給する者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、配合飼料価格安定制度におけるTMR飼料に係る配合飼料の取扱い細則（以下「細則」という。）に基づき、TMR飼料（細則第3の第1項にいうTMR飼料をいう。）に関し、次のとおり契約する。

第 1 条 令和 年4月1日から令和 年3月31日までの1年間において、甲と乙の売買に係るTMR飼料並びにTMR飼料に使用する配合飼料（細則第2にいう基礎配合飼料。以下同じ。）及びその他の原材料の配合割合及び売買数量は、下表のとおりとする。

第 2 条 乙は、甲からの要求に応じ甲に対して、TMR飼料に使用する基礎配合飼料及びその他の原材料の使用数量、TMR飼料に使用する基礎配合飼料名称並びにTMR飼料のうち価格差補てんの対象となる配合飼料の割合（以下「基金対象割合」という。）等の情報を提供するものとする。

TMR飼料の売買数量表（年間）

区 分	配合割合	売買数量	参 考	
T M R 飼 料	パーセント 100	トン	(TMR飼料を混合する者の名称)	
内 訳	基礎配合飼料	パーセント	トン	(配合飼料の名称及び配合飼料の製造業者名)
	上記の基礎配合飼料以外の原材料	パーセント	トン	(主な原材料名)

- (注) 1 配合飼料価格差補てん事業の数量契約による契約数量は、内訳の基礎配合飼料の売買数量である。  
2 TMR飼料を混合する者が複数であるときの混合する者の名称は、混合の早い順に記入する。

上記契約の証として契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和〇〇年3月31日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 1-2-3  
〇 〇 〇 〇 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 1-2-3  
〇 〇 〇 〇 印

## 輸入原料価格の算出に関する細則

第1 業務方法書第17条に規定する平均輸入原料価格及び基準輸入原料価格については、この細則に定める方式による算出するものとする。

第2 基準輸入原料価格及び平均輸入原料価格

- 1 基準輸入原料価格は、次の算式Ⅰにより算出された価格をいう。
- 2 平均輸入原料価格は、次の算式Ⅱにより算出された価格をいう。

算式Ⅰ

$$P_s = \frac{\sum (P1iQ1i+P2iQ2i+P3iQ3i+P4iQ4i+P5iQ5i)}{\sum (Q1i+Q2i+Q3i+Q4i+Q5i)}$$

$P_s$  : 求める基準輸入原料価格 (四捨五入による円単位の価格)

$P1i$  : 当該四半期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月のとうもろこしの平均輸入価格

$Q1i$  :  $P1i$  に対応する各月のとうもろこしの使用量

$P2i$  : 当該四半期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月のこうりゃんの平均輸入価格

$Q2i$  :  $P2i$  に対応する各月のこうりゃんの使用量

$P3i$  : 当該四半期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月の大豆油かすの平均輸入価格

$Q3i$  :  $P3i$  に対応する各月の大豆油かすの使用量

$P4i$  : 当該四半期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月の大麦の平均輸入価格

$Q4i$  :  $P4i$  に対応する各月の大麦の使用量

$P5i$  : 当該四半期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月の小麦の平均輸入価格

$Q5i$  :  $P5i$  に対応する各月の小麦の使用量

算式Ⅱ

$$P = \frac{\sum (P1j Q1j+P2jQ2j+P3jQ3j+P4jQ4j+P5jQ5j)}{\sum (Q1j+Q2j+Q3j+Q4j+Q5j)}$$

$P$  : 求める通常補てん金交付対象期間の平均輸入原料価格 (四捨五入による円単位の価格)

$P1j$  : 当該四半期に供給された配合飼料に対応する各月のとうもろこしの平均輸入価格

$Q1j$  :  $P1j$  に対応した各月のとうもろこしの使用量

$P2j$  : 当該四半期に供給された配合飼料に対応する各月のこうりゃんの平均輸入価格

$Q2j$  :  $P2j$  に対応した各月のこうりゃんの使用量

$P3j$  : 当該四半期に供給された配合飼料に対応する各月の大豆油かすの平均輸入価格

$Q3j$  :  $P3j$  に対応した各月の大豆油かすの使用量

$P4j$  : 当該四半期に供給された配合飼料に対応する各月の大麦の平均輸入価格

Q4 j : P4 j に対応した各月の大麦の使用量

P5 j : 当該四半期に供給された配合飼料に対応する各月の小麦の平均輸入価格

Q5 j : P5 j に対応した各月の小麦の使用量

第3 第2における各月の平均輸入価格は、財務省「貿易統計」の当該月の1ヶ月前の数値（速報値）を用い、各月の原料使用量は当該四半期末日の翌月に公益社団法人配合飼料供給安定機構が報告する数値を用いる。

（注1）当該四半期が4-6月の場合、平均輸入価格は3-5月貿易統計の通関価格、原料使用量は4-6月工場使用量となる。

（注2）輸入原料価格の確定値は、毎年3月に前年1月分から12月分が明らかになることから、これと速報値を置き換える。

（注3）原料使用量については、毎年8月に前年4月分から当該年3月分が再報告されるのでこれに置き換える。

#### 附則

- 1 この細則の制定、改廃は、理事会の議決による。
- 2 この細則の解釈その他の疑義は、理事長が決定する。
- 3 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この細則の変更は、平成29年2月13日から施行し、平成28年度第4四半期から適用する。（平成29年1月19日理事会）
- 5 この細則の変更は、平成30年1月18日から施行する。（平成30年1月18日理事会）
- 6 細則の変更は、理事会において議決のあった日（平成31年1月17日）から施行する。